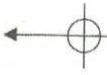


仕 様 書

- 1 本仕様書は、安佐北区内道路除草業務（その５）に適用するものである。
- 2 施工箇所及び施工数量は、別添のとおりとする。
- 3 施工時期については、次のとおりとする。
 - ・ 1回目： 7月 1日より着手し、 8月14日までに完了すること。
 - ・ 2回目： 9月15日より着手し、10月30日までに完了すること。
- 4 業務着手時には、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
- 5 除草は、繁茂している草等（草及び枯草をいう。以下同じ）を草刈機、その他の器具を用いて根元より 30mm 以下に刈り取るものとする。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。また、道路附属物や樹木等に絡みついた草等についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 路面への草等の飛散防止に努めるものとし、一般交通に支障を及ぼさないよう十分に注意すること。（誘導員を配置する場合：交通誘導員は1日あたり2名配置すること。）
- 7 作業中、既存の道路附属物等を破損させることのないよう十分に注意すること。また、万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 8 作業後、刈り取った草等を交通に支障のないように、道路側溝内等に落とした草等を含め、速やかに処理すること。
- 9 刈り取った草等の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 10 作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 11 業務完了時には、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 13 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。



S=1/30,000

安佐北区内道路除草業務(その5)

道路除草業務(その5)	
1	一般国道191号
2	一般国道261号
3	(主) 安佐豊平庄北線
4	安佐北4区2号線
5	安佐北4区321号線
6	安佐北4区332号線
7	安佐北4区347号線
8	安佐北4区351号線
9	安佐北4区357号線
10	安佐北4区463号線
11	安佐北4区365号線
12	(主) 瓜島豊平線

